

## 奈半利町おためし地域おこし協力隊補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、奈半利町地域おこし協力隊の募集中に、応募の意志があり、奈半利町の状況把握、現地での説明及び活動において、地域おこし協力隊活動等の体験に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する奈半利町おためし地域おこし協力隊補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、奈半利町地域おこし協力隊募集内容に沿った応募要件を満たしている者とする。

(補助対象経費及び補助額)

**第3条** 補助対象経費は、2泊3日以上2週間未満の期間のうち、奈半利町内での宿泊費及びプログラム体験料とする。

(1) 宿泊費及びプログラム体験料の補助額は、実費相当額とする。

(2) 補助額は、一人につき宿泊費が1泊あたり1万2千円、プログラム体験料が1日あたり1万2千円を上限とする。

(補助金の交付申請)

**第4条** 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈半利町おためし地域おこし協力隊に申込み後、速やかに交付申請書(様式第1号)に補助対象予定経費が確認できる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

**第5条** 町長は、前条に規定する交付申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

**第6条** 申請者は、事業が完了した日から起算して30日以内に、実績報告書(様式第3号)に補助対象経費が確認できる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

**第7条** この補助金の交付は、実績による精算払とし、交付請求書(様式第4号)により補助金の交付を請求することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

**第8条** 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱又は補助金の交付決定をするときに付した条件に違反したとき。

(2) 補助事業に関する申請、報告、活動等について不正な行為があったとき。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。